

荒尾市制施行80周年記念の冠使用に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要綱は、荒尾市（以下「市」という。）の市制施行80周年記念の冠（以下「冠」という。）及び市制施行80周年記念ロゴマークの使用に関する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、荒尾市の市制施行80周年を記念して、市内を中心に活動する団体・事業所等が行う事業に対し、この要綱の定めるところにより、「荒尾市制施行80周年記念」等の冠の使用を認めるものとする。

(冠の種類)

第3条 冠の種類は、次のとおりとする。

- (1) 荒尾市制施行80周年記念
- (2) キャッチフレーズ ～ 80年の思いを胸に ずっと守ろう 私たちの荒尾 ～
- (3) ロゴマーク

(対象事業)

第4条 冠使用の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に実施され、荒尾市制施行80周年記念事業の趣旨（80周年のPRに繋がるもの）にふさわしい事業
- (2) その他市長が特に適当であると認める事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがある事業
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある事業
- (4) 暴力団又はその統制下にある団体との関係がある事業
- (5) その他市長が特に不適當であると認める事業

(使用の申請)

第5条 冠使用の承認を受けようとする者は、荒尾市制施行80周年記念冠使用承認申請書（第1号様式）及び団体に関する調書（第1号様式 別紙）により、その承認を受けなければならない。

(使用の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第4条に規定する対象事業の基準に適合するか否かを審査し、承認又は不承認の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、承認の決定をしたときは、荒尾市制施行80周年記念冠

使用承認決定通知書（第2号様式）により、不承認の決定をしたときは、荒尾市制施行80周年冠使用不承認決定通知書（第3号様式）により、前条の規定により申請をした者に通知するものとする。

3 冠使用の承認を受けた者は、事業完了後30日以内に、使用状況報告書（第4号様式）により、事業の報告を行う。

（承認の条件）

第7条 市長は、前条の規定による承認の決定をするときは、次に掲げる条件を付することができる。

- （1） 市は、事業に要する経費の負担を一切行わないものであること。
- （2） 市は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害賠償等の責任を負わないこと。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（変更等の届出等）

第8条 事業の内容、規模、実施場所等、当初の計画から変更を生じた場合は、改めて荒尾市制施行80周年記念冠使用変更承認申請書（第5号様式）により承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、冠の使用を承認した事業が、実施前に第4条第2項の規定に該当することが判明した場合又はそのおそれがあると認めた場合は、荒尾市制施行80周年記念冠使用取消決定通知書（第6号様式）により冠の使用の承認を取り消すことができる。

（支援の内容）

第10条 冠使用の承認を受けた者には、下記の支援を行う。

- （1） 第3条に掲げる冠の使用
- （2） 広報あらお、市ホームページ等を活用した事業内容の周知
- （3） のぼり旗の貸し出し

（冠の使用承認に関する事務）

第11条 冠の使用承認に関する事務は、荒尾市総務部総合政策課が行うものとする。

附 則

1. この要領は、令和4年4月1日から施行する。
2. この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。